

総務常任委員会 記録

1 開会日時 令和6年12月9日(月)午前10時00分開会

2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室

3 事 件

請願第2号 自主防災の機能不全を是正するため、執行機関の義務を遵守し、「市長の権限と義務の履行」について、三次市議会として執行機関に提言することを求めることについて

議案第101号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(案)

議案第118号 三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(案)

議案第110号 工事請負契約の一部変更について

議案第102号 三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

4 出席委員 伊藤芳則, 山田真一郎, 宍戸 稔, 弓掛 元, 藤井憲一郎, 徳岡真紀, 中原秀樹

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【総務部】 桑田総務部長, 瀧熊総務課長, 松岡財産管理課長, 中村職員係長, 清水行政係長

【甲奴支所】 道々甲奴支所長, 清水地域づくり係長

【都市建築課】 熊谷都市建築課長, 山田建築指導係長

【地域共創部】 矢野地域共創部長, 田村共生社会推進課長, 高木スポーツ推進係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○伊藤委員長 皆さん、おはようございます。それでは定刻となりましたので、これより総務常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員は7名です。定足数に達していますので、委員会は成立しております。本日の委員会審査日程について申し上げます。審査日程はお示ししています委員会審査次第のとおりでございます。最初に、本定例会に提出のありました請願についての審査を行います。請願第2号 自主防災の機能不全を是正するため、執行機関の義務を遵守し、「市長の権限と義務の履行」について、三次市議会として執行機関に提言することを求めることについて提出されました。

請願者の方には、本日は請願の趣旨についてご説明をいただき、その後、請願に対して、その不明な点や問いたい部分等について質疑を行わせていただきます。それが終わりましたら、請願者の方には退席していただき、続いて議案4件の審査に移ります。なお、時間を見計らって休憩を挟むことといたします。ここまではよろしいでしょうか。

(はい。)

○伊藤委員長 それでは、委員の皆さんには、円滑な進行にご協力をお願いいたします。請願の審査に入ります。改めて請願提出者におかれましては、ご多用中の中、おいでいただきまして誠にありがとうございます。先ほども少し触れましたが、請願書を提出されました内容について説明をお願いいたします。その後、何点か質問をさせていただくことになろうと思います。

時間は、説明と質疑合わせて 30 分程度を予定させていただいております。また、本日の委員会審査は、ケーブルテレビで生中継されています。映像やマイクによる音声の収録等の関係もございますので、発言はすべてお座りのままでお願いいたします。また発言される場合は、委員長と挙手してください。私から指名させていただきます。その後、発言を始めてください。よろしいでしょうか。それでは、挙手し、請願の趣旨について説明をお願いします。

○請願者 委員長。

○伊藤委員長 お願いします。

○請願者 説明の機会をいただきまして、感謝をいたしております。請願事項 4 項目につきまして、説明をいたします。わかりやすさを軸足に発言させていただきますので、若干ニュアンスは異なるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。っております。

第 1 点目の趣旨からご説明いたしますが、第 1 点目はですね、行政機関として、法制度を守っていただきたいということでもあります。まず、事案の概要であります。令和 3 年 8 月 13 日、大雨洪水警報発令下の豪雨洪水に際し、事前に自治組織と協議し、市が直営することになっていた樋門の閉鎖が遅れまして、住宅を浸水させる水害が発生しております。10 km あまりも遠方にあるリスク管理、樋門の管理のですねリスクを知らながら、直営と決定した行政とそれから市から後任の推薦を依頼を受けていたにもかかわらず、放置していた自治組織は、ともに一切の責任を否定しております。

水害発生後、同種事案の再発が抑制され、予想される中にありまして、改善策も講じられておりません。

住民は、不安を抱きながらも、言っても仕方がないかと、諦めているのが実情でございます。現在も続いております。議員の皆さん、この実情ご存じでございましょうか。

この度の水害は、市が直接管理する樋門の閉鎖遅れが原因で、住民に被害を発生させながら、タイムラグを理由に発生しても仕方がない事案であるという姿勢を貫いておられます。地方自治法の第 2 条に基本原則でですね、住民の福祉増進や法令に関して事務を処理してはならないなどと規定されておりますが、このたびの対応は、これら基本姿勢に欠けているのではないのでしょうか。

第 2 点目の趣旨でございますが、まず、防災に関する意識や体制が機能していないという現状実態に向き合っていただきたいということでございます。その上で、公助には限度がございます。そのことと、自治の主体はあくまで住民自身であるということをですね、皆さんに明示して、皆さんで共有することが大切だと思います。さらに縦割りの改善と、目的と手段を取り違えないようにしていただきたいというのが趣旨でございます。

それから第 3 と第 4 点目につきましてはですねこれは国家機関が判断していただいているわけですがこの判断に対して異論や変更を求めるというものではございません。私の目的はあくまでも自主防災組織を機能させるということをめざしているものでございまして、4 項目で第 1 点目から第 4 点目までの課題はですね、相互に関連しておりますが共通しておりまして、終始一貫したものでございます。

そういう基本的な考え方のもとです。今回、国の機関がお示しをいただいて判断をお示しをいただいた判断を踏まえてですね、市長さんと、副市長以下、職員の皆さんの仕事の分担に關しまして、改善すべき事項を、執行機関に提言していただきたいというお願いが趣旨でございます。

それでは第3点目の趣旨でございますが、市長がですね、実態を把握した上で、市が持っている防災に関するすべての機能を発揮するように、また発揮できるように意思決定をしていただきたいということでございます。

端的に申し上げますとですね市長さんをお飾りにさせてくださいねということでございます。災対法5条2項に規定する市長の責務はですね、災害発生を常に想定し、被害の最小化を図ること。そのためには、災害に備える措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること。災害の教訓を踏まえて改善を図ること。さらに、消防機関とか水防団等の防災組織の整備することや、自主防災組織の充実をすること、さらに、住民の自発的な防災活動の促進を図るなどですね、市が持っているすべての機能を十分に発揮するように、努めなければならないというように、市長さんの注意文を明示しております市長さんが守るべき持っていただくべき事柄を明示しております。しかしながらですね実態は何ら落ち度のない住民に対してですね損害を発生させながら、先ほど申しましたように、その責任を一切否定しまして、さらに否定するどころか正当化するという、余りにも理不尽であるということがありまして、やむを得ず過失建造物等侵害罪で、刑事告発をさせていただいたところでございます。

これに対して広島地方検察庁のですね、嫌疑不十分の不起訴処分ということになっておりますがこれはですね、発生事実を否定するものでもありません。また行政の対応的と適法とするものではございません。あくまでも、刑事訴訟に則って、過失責任が取れるかどうかという観点から、捜査をした結果とですね判断でございます。嫌疑不十分とはですね、市長が被害発生を予知予見する証拠が不十分であるということでございまして、その意味するところは、市長が、実態を知っていなかったためにですね、予知予見ができなかったという判断でございます。

なかなかわかりにくいと思いますので過失責任といいますが、注意義務につきましてですね交通事故の事例で申し上げますが、自動車を運転する場合にですね、運転手に注意義務が道交法の70条により安全運転の義務という規定がございまして、示されております。それによりますと、運転者に対して、道路などの状況に応じてなどとですね、主体であります、運転者が現場の状況など、実態を知っている事実が確認されればですね、事故に対する予見性が認定されまして、瑕疵責任が問われます。他方、実態を知りえない場合は、予見性を認定する証拠が不十分であるとして不起訴処分となります。同様に今回の市長に対してですね、災害の発生を常に想定しと、災対法で規定しておりまして、主体である市長に、現場の実態を知っている事実が確認されれば、被害に対する予見性が認定されます。

しかし今回はですね、検察庁の判断は、実態を知っていた事実を確認する証拠が不十分だと班判断されております。この判断は、市長が先ほどもちょっと読み上げましたが、災害発生を常に想定し、被害の最小化を図るために、自主防災組織の充実とか、住民の自発的な防災活動の促進

を図るなどとする市長の注意義務ですね市長の役割。これがはて果たせていなかったことを裏付けるものでもございます。結論としましてはですね、不起訴処分が終わったよとかよかったねで終わることなく、市長の責務、市長さんの注意義務が果たせないという深刻な実態、この現実から目をそらさずですね、市長の職を機能させるための改善が極めて重要であると私は考えております。

第4の趣旨でございますが、市の意思を決定し、表示する権限のある人にその役割を果たしていただきたいということでもあります。端的に申しますとですね、副市長以下職員には補助機関といえますけれども、職員には、市の意思を決定し、表示する権限がないことをですね、皆さんで共有していただきたいということでございます。3点目に申し上げましたが災対法の市長の責務などに関するですね、重大なかつ重大で明白な違法行為がございましてこれに対して、無効確認の請求をいたしました。それに対しまして広島高等裁判所はですね、行政処分すなわち行政行為ですけどもこれが存在すると伺えないと、従って訴訟要件を欠いて不適法で却下という判決がされております。わかりにくいのでちょっと下りますとですね、その意味するところは、訴訟の前提となる市長の行政行為が存在していませんよと。そのために裁判審理に入りませんと、こういうように審議を拒絶されたものでございます。

今回の行政行為をですね、適法だと言って判断されたものでは決してございません。ではですね、なぜ市長の行政行為が有効に存在していないかといえないのかということでございますが、有効な行政行為とは、権限のある人が、その権限のない権限内の事項について行うことを要しましてですね、権限外の行為は有効な、または完全な行政行為といけないと言えないとされております。今回の件についてはですね権限を持ってる人は市長でございます。副市長以下職員の行為は権限外の行為で、有効な行為には該当しないと言われまして、今回、行政行為すら存在しないと、だから裁判の審理を建設しますよというご判断をいただいたということでございます。

結論としましてはですね、防災に関する意識や体制の改善についてこれまでいろいろと提案して参りました。平成元年以来、市や議会への請願をしました、市政懇談会、議会報告会、行政チェック市民会議への意見書の提出をいたしました。総務省の行政相談のところも相談にも参りました。しかし、限界を感じております。別の視点から判断を求め、求めて刑事告発や行政訴訟をしましたが、前例の壁が厚く、いまだ改善の入口に至っていないと考えております。外部機関である検察庁や裁判所の判断をないがしろにすることなく、原点に帰っていただいて、検察庁の判断を踏まえてですね、実態を把握した上で、災対法で明示しております市長の責務ですね、市長さんの注意義務を果たしていただきますように、また、裁判所の判断を踏まえまして、災対法で権限を明示された市町村が意思決定をして、有効な行政行為が成立するように用意する行為がなされるよう、改善を求めているものでございます。

市民を直接代表していただいております、市議会からですね、執行機関に提言をしていただきますよう、お願いをしているところでございます。

最後の手段としての、請願でございますので、よろしくお願いいたします。冒頭の説明以上でございます。

○伊藤委員長 ただいま、請願者からの説明が終わりました。ご説明ありがとうございました。まず初めに、全体を通じて、ちょっと私の方から聞かせていただきたいと思います。その後、委員の皆さんから質疑をお願いしたいと思います。委員の皆さんそれでよろしいでしょうか。

(はい。)

○伊藤委員長 それではですね、まず、提出された請願書について中身についてちょっとお聞きいたします。初めに確認させていただきたいのですが、請願書の4つの項目について請願の題名にありますとおり、三次市議会として執行機関というのは、三次市に対して提言することを求められるのかというところでございますが、確認させていただきたいと思います。

ちょっと先ほどの説明と重複する部分もちょっとあるかもしれませんが、よろしくお聞きしたいと思います。

それから次にですね請願書の4項目について具体的に何をどうしたらいいとお考えなのか、お伺いしたいと思います。

まず1項目めですが、主語が誰なのか。検証を是正して欲しいと市に対して議会から提言することを望まれてられるのか、或いは、議会が検証し、その結果をもって是正を市に対して提言するよう求めてられるのか教えていただきたいと思います。

そして具体的にですね、望まれている是正とは何をどう改めるべきとお考えなのか、ということをお教えてください。

次にですね2項目めになるんですけども、事象に対する意思表示。判断認識を表示する現状とは具体的にはどういう状態を言っておられるのかということ。そしてこの是正とは何をどのように改めるべきとお考えなのかということをお聞きします。それから3項目目なんですけども、機能不全実態の常態化とは具体的には何を意味するのか。またこれをどう是正すべきとお考えなのかということをお聞きします。

それから4項目めに、市長権限の意向を逸脱した補助機関による権限外の行為とは、具体的にはどういう行為を行っておられるのか。そしてこの是正とは、どう改めるよう求めてられるのかということをお聞きしたいと思います。

いずれの項目についても、各委員が内容を具体的にイメージできるような説明でお願いできればと思うのですが、よろしいでしょうか。

そしてもう1点ですけども、ご説明いただいた願意の1つに、地域住民らが、自分ごととして防災に努める状態ということがあるのではないかと思います。現時点でこの請願について地域の方から何かお考えなどを聞かれていれば教えていただきたいと思います。以上ちょっとたくさん聞かせていただきたいと思いますので申し訳ないのですが、よろしくお願いします。

○請願者 ちょっといっぱい聞かれたんですね、記憶に一応ちょっと新しいのはですね。からちょっと説明しますけども、2項目目のですね、事象に対する意思表示や、判断認識の表示をするという項目がございますが、これはですね、結論的に言いましたら、行政行為のことなんです。行政行為というたら言葉はわかりません。わかりませんですね説明しよと、ますますわからなくなって。行政行為は何かというと、教科書とか自治大学校が出版されております自治用語

辞典ですか、これらによりますとですね、行政行為とは法律的行政行為と、準法律的行政行為に分かれるとこういう話になってくると、だんだんわからなくなってくるんですけども、法律的行政行為というのがですね、物事に対する行政の意思表示を言うんだそうです。それから、どうですか判断認識を示す行為が準法律的行政行為というんだそうです。ですから、要するところここで、この表示がどういう表現にしたらいいかいろいろ悩んでわかりやすくということ、準法律的行政行為というようなことを言うよりは、事象に対する意思表示や、判断認識という方がわかりいいかなと思ってこういう表現にさせてもらいました。ですからここはあくまでもですね。縦割りで、どう言うんですか、行政目線での行政行為がなされておるという現状を改善していただきたいというのが趣旨でございまして、具体的に何を言うとするのかというと、先ほども説明しました3番4番ですか。検察庁と裁判所の判断も踏まえまして、一番最後に、最後に言いました、検察庁の判断を踏まえて、実態把握をした上で、知らんというようなことがないように、市長の責務、市長の注意義務を果たしていただきたいということは、1つの柱と、もう1つの柱は裁判所の判断を踏まえて、法律、災対法で市長の権限が明示されておりますから、市長さんに意思決定をしていただいて、裁判所がですね行政行為すら存在しないというような意思表示をしないで、ちゃんと有効な行政行為がなされるようにですね、していただきたいというのが、具体的に何かして欲しいかと言われたら、そこが結論になると思います。

無効確認の訴訟をしましたけども、無効確認の訴訟はですね、まず行政行為が有効な行政行為が存在するかどうかという判断と、それで存在する行政行為が無効かどうかと。有効かという判断が無効確認の訴訟なんですけど、今回は行政行為が要するに成立してないですから、審理に入りませんということで次の、無効確認の審議をしていただいていないんですね。だから、そのところがどういうんですか、ちょっとだんだんわからなくなるかもわかりませんが、行政行為がちゃんと有効に成立するようにしてくださいねということになると、行政行為を成立させるためには、権限のある人が判断すると。だったら、権限のない補助機関の人が判断されちゃいけませんよということですから、市長さんには権限行使をしっかりとっていただきたいということと、市長さんが権限行使をお飾り的になってしないと、どうしてもするもんがないから、副市長さん以下の補助機関の方がですね、判断される。これには、意思決定と外部評価する権限がありませんよということに繋がってきて、双方にとにかくもうこの問題は、第1項目めから4項目目から一貫してですね、関連して一体のものなんですね。じゃあ何が言いたいかというと、3番目で言いました検察庁を言うておられますから、市長さんの権限を、市長さんの耳に入らないような判断ができないようなことしないでちゃんと判断してもらってくださいねということと、補助機関である副市長さん以下の職員の方がですね、権限がないのは、意思表示をすることのないように、最終的にはどういうんですかね、これは市長さんの権限が移行する問題でですね、分掌規程ございまして分掌で、いやわしらの権限なってると思われてもですね、分掌というのは、委任じゃございませんし、授權代理でございまして、そうなってくると、専決と代決の問題なってくるんですね専決というのを委任と間違えますとですね。こういうような結果になってくるんだと思います。

それから、何がして欲しいかということは、さっき言いました3番目と4番目に、検察庁もそのように言うておりますし、裁判所もそのように言うておられますので、そういうようにお願いしたいというのが、結論でございます。

決して私が、私は何ですか素人で肌感覚的に自主防災が機能してないので、どうしてなんかなというの、何とかならないかなという一心で、いろいろどうですか、改善策というか、考えてるわけなんですけども。地域でいろいろ議論してもですね、やっぱり最終的には、市役所の中が、各課がそれぞれの判断をなされないように、市長さんの権限行使をしていただきたいなと。市長の権限交渉をできない要因は、補助機関の方が優秀な方がおられて、全部やってしまうと、市長さんは、よくわからないと。いうことに結果が繋がってくるんじゃないかなというふうに思っております。

ちょっとわかりにくい説明かどうかわかりませんが、言いたい結論は先ほど言いました3番目と4番目の、検察庁の判断を踏まえて、やって欲しいことと、裁判所の判断も踏まえた、補助機関が権限のない補助機関が意思決定しないように、あくまでも専決であってもですね事前事後の意思決定は市長さんにしてもらわなければ有効な行政行為になりませんので、その点をよろしくお願いしたいということでございます。

○伊藤委員長　ご説明ありがとうございます。もう1つ、地域の方から何かお考えなどが、ちょっと聞かせていただければと思うんですが。

○請願者　今回の水害のときにですね、住民ともいろいろ大変で、走りまわして、鍵がないもんですから水門がしめることができませんのでですね、これ何とかせにやいけんだろということであれしたんですけども、結果的には水門の管理者が誰か住民は全然知らずに鍵がなくて、浸水したんですよ。地元のここに鍵があることがわかれば、そこへ鍵取ってくれば被害が最小限に済むわけなんですけど。遠くの方に鍵は保管されて、市が直接管理されていたもので、もう瓦れきも入るだけ入りまして、何とかせないかんいうことでやったんですけど、その改善策で、市にお願いしようと、お願いしても、もうこれはタイムラグだから、市には責任ないよという。前任の危機管理監の判断かどうか知りませんが、私どもに対する説明はそういうことでございましてですね。いろいろどうですか。そういう判断じゃ余りにも理不尽なので、何とかせにやいけんって言って、皆そう思って、そうよそうよっていうんですけども、いざ、そういう手続きに入るとですね、やっぱり皆さん、どうですかいやまあ言うてもしょうがないというのと、訴訟までということになると、皆さん、私だけしか、それに刑事告発もですね、やってないという結果でございまして、意見としましては、誰も安全だとは思ってないんですね。ですけど、それを市の人なり、表に立ってというのはなかなかできないのかなと思いつつながら、ですが、このままではいけないので、私の孫の時代のためにも、ちょっとずつはこうあるべきではないかというのを言うために、私の言うことだけでは、どうですか。通じませんので、検察の判断とか、裁判の判断を、私は決して検察で、有罪を市の有罪を取ってもらおうというのが目的でなくてですね。もしくは裁判所でも無効判断してもらおうというのが、最終的な目的とは思っておりません。あくまでも、自分たちの安全を守るために、最小限の手であります自主防災が機能するために、これ

がもう目的でございまして、そのために、検察庁の市長さんがしとらんけえ、刑事処分しよう思っても責任とれんよっていうんだったら、そこのところを、いや不起訴で終わったよというんでなくて、しっかり、何で不起訴になって何で嫌疑不十分なんというところを、検証というのは確かめていただいてという意味でございまして、是正というのは、さっき説明を長いことしましたけども、改善していただきますように、もう私らの方から言っても相手にしてもらえませんが、私たちが代表していただいておりますと私は理解しておりますが、議員の皆さんに意見を吸い上げていただいて、議会として、執行機関へ提言していただきたいというのが、お願いの趣旨でございまして。住民もですね。自主防災が機能してるとは決して思っておりませんし、どうですか、それを一緒に来て言ってくれって言っても、ここへ一緒に来てくれる人は、おられないかなというふうに思っております。

私は別に他の人の責任にするつもりはありませんけども、少なくとも自分は思ってることは、こうして聞いていただく機会がございましたらですね、1人でもいいからも声を上げ続けていきたいなというふうに思っております。ご迷惑かけますが、1つよろしくをお願いします。

○伊藤委員長 はい。ありがとうございます。それでは質疑のある委員の方は、挙手をお願いします。

○弓掛委員 すいません非常に難しいことなんで、言葉がわからんともたくさんありましてですね、ちょっと理解にわからんところあるんですけども、全体のイメージとして、瀬谷で、結局樋門の締めが遅れたということで、その責任取りたいともちろんあるでしょうけども、今後そういうことがないように、気をつけて欲しいと。いうことですね。それから転じて三次全体の自主防災をしっかりせいということを議会として市長に言ってくれというと、全体の簡単なイメージはそんなイメージでいいんでしょうか。

○請願者 すいません。そのとおりでございまして、そのとおりなんですけど私の立場からすれば、三次市全体をやって欲しいんですけど、いえる立場にないので少なくとも、瀬谷を中心とした、その防災の仕組みというのは、瀬谷も19の自治連、全部一緒だと思いますけどですね。そういう先生がおっしゃる議員がおっしゃるとおりでございまして。

○伊藤委員長 よろしいですか。他に。質疑ありますか。

徳岡委員。

○徳岡委員 ちょっと重複するかもしれないんですけども。ありがとうございます。確認をさせていただけたらと思います。1234項目、今回請願をしていただいているんですけども、その請願の対象っていうのは、誰に対してっていう部分に関しては先ほどおっしゃられたようにすべて、これは市に対して議会が、要請をして欲しいという認識で間違いないか、そこを1つ確認させていただきたいのが1つと、あとは、先ほどもちょっと委員長からも質問があったんですけども、この請願自体は、個人から提出をされているものなのか、それとも、瀬谷の自治会の方や、あと自治連などと協議をして、今回、提出をされているものか、その2点をちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○請願者 まず1点目のどうですか。お願いする先ですか。これは、おっしゃるとおり、どうで

すか。議会から執行機関に対してお願いしたいということと、2点目の請願のどうですか主体と言いますか、これは私がしとるんです。背景としましては、いろいろ先ほども説明しましたが、地元の安全対策を話し合っているかもしゃ話をしておりますけど、安全になる方法というのはもう決まっております、そうよそうよということなんですけど、いざはいじゃ請願書を出すということになるとですね、やっぱりね、なかなか行動を起こしにくいのが普通の方じゃないかと思うんですね。そういう意味からすると私は変わっているのかなと思いますけど、やっぱりあるべき姿を、誰かがどうですか発言していかないとですね。ある学者さんは、行政の腐敗が始まるというような、要するに行政の腐敗が何かというと、やるべきことや、やるやらないようになるということで、やっぱりそういうチェックをするというんですか議会の何ですか。昨日もそれ、そこに通じる部分があるんじゃないかなと思ってですね、なんですか一生懸命議会へ諦めずにですね、2回目ですけども請願をさしてもらったという、大変ご迷惑かけておりますが、趣旨をご理解いただいてですね、なかなかいいことには参画しやすいんですけど、人が嫌うような話には皆、参画しにくい、これどうですか。一緒に話をしてそれを添えてさ、言われる方はですね私は責める気は1つもない。それが普通の考え方だと思ひましてみんな欲しいんで、自分がかわいいわけですからですね。ですから、そういう状態で、結論として、質問されました、あんただけか、どうですか、地元の協議で、意向を踏まえた上かというとおっしゃるとおり、協議はいっぱい協議じゃなしに話はいっぱいしてますけど、請願をしたのは私です。

○徳岡委員 ありがとうございます。1番のですね、1つだけ最後に一番の検証と是正っていう部分があったかと思うんですけども。この検証に関しては、これは議会が検証して、是正を真に求めるといような認識でいいんでしょうかそれが、ちょっと紹介議員さんの説明によると、これは議会が検証をして欲しいというふうにおっしゃっているということだったんですけども。これは、ここを賠償責任規定に適するか否かを、議会の中で検証をして、是正を真に求めて欲しいということで、いいのか確認です。

○請願者 検証と是正というとまたこれが言葉がわかりにくいのかわかりませんが、要するにその検証と確認してくださいという意味なんですね。是正というのは改善してくださいってということで、理解していただけたと思うんですが、もう1つ言われた、議会が検証っていうか議会ですらいろいろこの事実関係を調査したりですね、何かしてくれという意味ではなくてですね、請願の中身、私がいいよ中身を確認していただいてですね、どうですか。議会として、どうですか。確認結果を、どうですか、いやいやそんなことは、あんたが言うのは違うよっていうならそれでも結構ですし、そうよと言われるのはそれで、提言できるものは提言していただきたいということでございます。

だから、議会でなんか権限行使してですね、という意味じゃなくて私が言う請願内を確認していただいてという意味でございます。

○宍戸委員 今日ありがとうございます。冒頭の説明で、言われたこと、それから文章で、請願を出されとること。私から見れば非常に多岐にわたっておるというふうな受けとめさしてもらったところなんです感想とすればですね。先ほど弓掛委員がお聞きしました点について

総括されるものなのか、総括ですよ。いやこういうことを改めるように行政がやってくれてれば、今後の対応について検討すると。地元の自主防災組織等も協議してからというようなところに総括的なことが、議会として行政に対していえることでそれでよろしいということなのか、今言いましたように、いろんな多岐にわたっての内容がある、それ1つ1つずつを、議会として対応してもらいたいということなのか、ちょっとわかりづらい言い方なんかもわかりませんが非常に私どもとしてとらえたときには、多岐にわたる部分についてはなかなか対応しにくいというのが私は率直な感想なんです。ですから、この1つの事案をもとに、迅速な防災隊体制といいますかそれをやってもらいたい。なおかつ、今後の自主防災と行政とが緊密な連携をとって、防災対策に努めてもらいたいというところに、その1点に落とし込んでもらえるかどうかなんかということですね、端的にお伺いしたい。

○請願者 事案は多岐にわたるのを把握してもらえないと、さっき委員おっしゃったところの状況がわからないと思って、多岐にわたることを書いていったんですよ。ですから、最終的にやっていただきたいことは、要する自主防災を機能させるためにはですね、法律でも、災対法で規定されてるように、5条の2項に集約されるようにですね、基本理念と市長の責務を実践するんですよ。災害発生を予想して、被害を最小限にするために、いろんな策を先ほど読み上げましたけども、措置がありますけどもそこをしっかりと講じてください。そこを講じるのが、市長さんなんですよ。権限は市長の権限なんです。それを何ていうんですか。しっかりとやってくださいというのにもうそれに集約しておるんですけど。そのためには、市長さんが現場の実態を知らんようなことじゃ、施策が講じられませんかというのが、手段になるかわかりませんが、最終的には集約ということになると、災対法の5条の2項をしっかりとやってくださいということで、それをするためには、市長さんが、どうですか実態を知らないようなことがないようにやってくださいというのが検察庁の判断を踏まえた上での、お願いともう1つの裁判所の判断は、警察庁の判断と裏腹なんですけども、市長さんが知らないというようなことが起こるのは、補助機関、副市長さん以下の職員が、権限はないけども、代わりに権限行使しまうと、行政行為の成立しないというのが、一緒なんです。結局はですね。だから、委員おっしゃった、1点に集約していいかと言われたら、私はそのとおりだと思います。

○宍戸委員 ですから私とすれば法的な部分についてですね、これが、こういうところに、こういうことが決められとることに対して、こういうふうにせにやいけんじゃないとか、いうことはなかなか、できにくいといえますかね。議会としてというのは、なかなか難しい案件かなというふうに、率直な、私今までの経験からしてそういうふうに見させていただいておりますので、そこら辺の、要は請願というのは、願意といまして、何をとにかくしてもらいたいんかというところの部分に絞らせていただいて、これを審査させてもらえればというふうに思っとなんですけども。そこら辺の思いが、いやいややっぱり今の検察庁にいた部分をちゃんととらえてもらってとか、今の、市長の注意義務違反の関係はどうかというところまでの言葉を添えてですね、先ほど言いましたような防災、関係の後藤の行政的な役割というのをちゃんと果たせというところに落とさせてもらえるんだったら理解できるような気がするんですけども。事細かい法令

等を用いて、そこへ持ってくというのはなかなか、どう言いますなかなか難しいかなというふうに私は感想を込めて言わせてもらうんですけどそこら辺のところをもう一度、お気持ちを伺いさせていただけたらと思います。

○請願者 私は法律家でも何でもありませんので、法律のというか何条にこれがあるからこの何条というのを言うつもりはなくて、委員がおっしゃるように、趣旨は私はそのとおりでございます。ですから、こういう、どうですか役所に対する文書を出すときにですね、法的根拠もないようなことで、どんどん出していっても相手にしてもらえないと思って、自分なりに一生懸命勉強して、法的根拠なり、出典を集めてまとめていった文書がこれになってしまって、どうですか法令に触れる機会の少ない人は、すごく単語自体からしたらわかりにくいと思うんですけど。単語が言いたくて、請願したわけじゃなくてですね、自主防災が機能するようにしていただきたいので請願しとるわけでありまして、最終的には、先ほど委員仰ったのと一緒にありますけども、冒頭の発言で言いましたように、検察庁もこう言っておられますから市長さんにしっかりこの5条の2項の注意義務をですね、守るべきことを守っていただきたいということでそのためには、議会だけで先行するんでなくて、市長さんの専決であっても事前事後の決裁が要るので、ちゃんと有効な行政行為になりやってくださいねというのを、そこに集約してもらって結構でございますので、よろしくお願いしたいと思うんですが。

法律の専門家でないんで、私も書いてあることを言うだけでですね。理解、自分自身しとることは思ってませんけど、いい加減なことを言うなんて言われたら、かないませんので、出典と単語を一生懸命集めて作った文書でございまして、目的はとにかく、安全な生活をとにかくうちの方ではですね、いつも水害で浸かるんですよ、低いところですから。浸かってくとだんだんなれてですね。危機感が薄くなるので、すごく危険なんですね、今どうですか。線状降水帯いつでもどこでもあるじゃないですか。だから、もう年寄りもだんだん増えてきますし、非常に危険なので、どうですか。みんな思ってますが、声を上げる人がいないので、あえて発言しとるという実態を、ぜひご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○伊藤委員長 はい。ありがとうございました。他に。質問はありませんか。

それでは他にないようですので、以上で、質疑を終わります。以上で請願第2号自主防災の機能不全を是正するため、執行機関の義務を遵守し、「市長の権限と義務の履行」について、三次市議会として執行機関に提言することを求めることについての提出者からの説明と質疑を終了いたします。本日はありがとうございました。

ここで一旦休憩をいたします。

再開は10時55分とします。

—休憩—

○伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第101号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案の審査を行います。総務部の説明を求めます。

○桑田総務部長 議案第101号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関

する条例案についてご説明申し上げます。本案は、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日に施行されることに伴いまして、関係条例である三次市個人情報の保護に関する法律施行条例他4条例の一部を改正しようとするものでございます。その内容は、懲役及び禁固が廃止され、拘禁刑に一本化されたことに伴います文言の整理を行おうとするものでございます。

施行日につきましては、法律の施行日に合わせまして、令和7年6月1日とさせていただきます。以上、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○伊藤委員長 ただいま、議案に係る説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方、挙手をお願いします。

ありませんか。

(はい。)

○伊藤委員長 ないようですので、以上で議案第101号に係る質疑を終了します。続いて、議案第118号三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の審査を行います。総務部の説明を求めます。

○桑田総務部長 それでは続きまして、議案第118号三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。本案は、人事院勧告及び国家公務員給与制度改革に準じまして、給料表及び期末勤勉手当の支給率の改定を行うとともに、会計年度任用職員の給料表等を改定するため、三次市職員の給与に関する条例他、4条例の一部を改正しようとするものでございます。最初に給与改定につきましては、職員の給料表の改定を行うとともに、常勤一般職の期末手当の支給月数を、年2.45月分から年2.5月分に、勤勉手当の支給月数を年2.05月分から年2.1月分に改定しようとするものでございます。次に、扶養手当につきましては、配偶者に係る支給を段階的に減額して、令和8年度以降は廃止し、子に係る支給を段階的に増額するものです。

地域手当につきましては、支給対象が都道府県単位となり、支給割合が変更されることから、規定を整理するもので、支給地域及び支給割合は別途規則で規定いたしますが、三次市においては、4%となり、令和7年度の2%から段階的に引き上げるものです。

次に、通勤手当につきましては、交通機関を利用して通勤する職員の支給限度額を月額15万円に引き上げるものでございます。次に、管理職員特別勤務手当につきましては、管理職が災害対応等で週休日や、勤務日の深夜時間帯に勤務した場合に支給するもので、今回の改正では、その支給対象となる平日の時間帯を拡大するものです。

次に、定年前再任用短時間勤務職員等に支給することができる手当につきましては、今回の改正により、住居手当、特地勤務手当を支給可能な手当に追加するものです。施行日につきましては、公布の日、または令和7年4月1日からとしておりますけれども、本年度の適用日につきましては、常勤一般職及び月額支給の会計年度任用職員に係る給与改定は、令和6年4月1日からの遡及適用とするものでございます。また、人事院勧告とは別に、災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当を支給するため、三次市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

その内容は、地震等の大規模な災害により被災した地域での応急作業等に、従事した職員に対し、従事した日、1日につき1080円を支給しようとするものでございます。

施行日につきましては、公布の日から、適用日につきましては、ロ、令和6年1月1日からの遡及適用とし、本年1月に発生した令和6年能登半島地震の災害派遣に従事した職員に適用するものでございます。その他、規定する条例名を修正するため、三次市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。こちらは、施行日につきましては公布の日とするものでございます。以上、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○伊藤委員長 ただいま、議案に係る説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方、挙手をお願いします。

○弓掛委員 ちょっと通勤手当についてお伺いしたいんですけども、ちょっと今回、現行5万5,000円が3倍近い15万円ということで、ちょっと三次市内の企業を鑑みても15万っていうのは、前例がないと思うんですけども。ちょっとその辺の考え方をお聞かせください。

○瀧熊総務課長 この度の通勤手当の改正につきましては、公共交通機関を利用する場合の上限額を5万5,000円から、15万円に引き上げを行うものでございます。

この想定といたしましては、国におきましては、人材確保の困難性が高まる状況の中で、新幹線通勤を、可能にするというようなことで、そちらの料金を見込みまして15万というような上限となっておりますけども、本市におきましては、想定しておりますのは、広島県の後期高齢者医療広域連合でございますとか、水道企業団に派遣している職員が、都バスで通勤をしております。現在、ひと月当たり6万円程度必要となっております。そちらの方今5万5,000円ということで、そちらの方が支給対象となると考えております。それ以外につきましては、現在のところ想定はございません。

○弓掛委員 当然広島バス通勤、たくさんあると思うんですけども、だったらその程度で、納めればいいんじゃないですか。15万だから、例えばそれこそ、新幹線で岩国の方から通いますとか言われても、もう拒否できませんよね。ちょっとさすがにちょっとこれは、ちょっと市民感情としても、15万っていうのは、どうかなと思うんですけど、もう一遍答弁をお願いします。

○瀧熊課長 現在のところ、新幹線通勤ですね、本市まで通勤いただくっていうことはちょっと時間的にですね想定はちょっと難しいかなとは考えております。5万5,000円のところをですね15万円にするという人事院勧告尊重ということで一定の判断基準といたしましては、合理性があるのかなとは考えております。

○宍戸委員 扶養手当それから今ありました通勤手当の関係、これいずれも、国の人事院勧告に準じてということは理解させてもらうんですけども、その扶養手当についての背景ですね、現在扶養手当配偶者、6,500円、子どもの扶養手当が1万円と。これが令和8年以降は、配偶者が、支給がなし、それから子どもの扶養手当については、3,000円アップの1万3,000円ということなんですけども、こういう改定をする背景ですね、それを聞かせていただきたいのが1点と、それから通勤手当につきましては先ほどありましたように、公共交通を使ってということの説明

があったんですけども、自家用車通勤ということでの改定というのは、どうなのかというところをお聞かせください。

○瀧熊課長 まずは通勤手当の方ですけども、議員おっしゃったようにですね自動車通勤のガソリン代上がっているということで、上げて欲しいというような声があるのは承知をしております。ただ自動車の燃費も良くなってきた状況とかですね道路が整備されていった状況等もありまして、30年間据え置き状況ではあると考えております。通勤手当に限らずですね、地方の方はガソリン、自家用車の利用が多いということで、全体的にそういったガソリンに対する、補助的なことが声が、全国的に出ているというようなことは承知しておりますけども、現在のところは、人事院勧告に基づいた据え置きという考えで、考えておるところでございます。

扶養手当につきましては、政府の方で、配偶者控除や配偶者特別控除の見直しなどですね、そういった配偶者の制度改正が行われてきたという状況と、あと子育て支援ということの状況をかんがみまして、配偶者の扶養手当については縮小の方向、子育ての手当については、拡充の方向ということで、人事院勧告がなされたものと考えております。

○徳岡委員 まずですね、住民の暮らしは決して楽になってないんですけども今回ちょっと上げ幅が大きいということで、気になっているんですけども、前回の総括し、質疑で、皆様、他の委員の方もおっしゃったんですけども地方交付税による補填があるというふうには聞いているんですが、今回、具体的にどれぐらいの程度の補填を予定されているのか数字がちょっと出てなかったもので、そのあたりを教えていただきたいのと、あとそれは実際にどのぐらい継続をされる予定なのか、お伺いをします。

それが1つとですね、先ほどの通勤手当の件なんですけども、今回、新幹線などの想定もあるようなことで、そういうような、15万円というようなことになったかと思うんですけども、今回そういう人材の確保という視点の上で、新幹線通勤の方っていうのんの人材確保という部分も視点に入れられているのか、そこをちょっと確認をさせていただきたいと思います。先ほど地域手当の説明もあったかと思うんですけども、地域手当今度4%増ということなんですけども、地域手当というものはそもそも物価の高い地域で働く方に支給されるものというふうに認識をしているんですけども、これもう少しこの4%にされた三次市は4%というふうに決定された具体的な理由っていうものを、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

以上です。

○瀧熊課長 まず財源のところでございますけども、国の方ですね、この度の、人勧の引き上げにつきまして全国で試算を行ったところ、7,000億円程度予算が必要であるというふうに積算をしております。そうした中で11月29日の国の補正予算にかかる対応方針といたしまして、その補正予算の中で、その7,000億円を見込んでおるところでございます。令和6年度につきましてはその7,000億円の中からそれぞれ配分があるというふうに考えておるところでございます。7年度以降につきましては、基準財政需要額を見込む人件費の中にこの人勧で増額分については、考慮の上計算されるというふうに考えておるところでございます。

通勤手当に関係いたしまして人材確保の関係でございます。基本的にはですね全国的に人材

確保の困難性が高まっております、本市もですし周辺の市町村も同じような状況でございます。そうした中で、ワークスタイルでありますとか、ライフスタイルの多様化する中でですね、遠くから通勤されるというようなことも可能性はあると思います。せっかくの、貴重な人材がですね、そういった状況のタイミングの中で辞めていくということがないようにですねこの通勤手当の内容につきましても十分考慮の上、配慮していきたいと考えております。

地域手当につきましては、このたびの人事院勧告で支給地域をですね現在市町村単位となっておりますけれども、都道府県単位で広域化されたところでございます。これまで国家公務員制度の準拠を人勧尊重の考え方で対応しておりますので、同様に地域手当も支給するように考えているところでございます。県内他市もですね、県も含めまして導入の方向というふうに聞いております。人材確保の面からもですね、同程度の給与水準は必要であろうと考えておりますので、このたび、導入の方に踏み切ったところでございます。

○徳岡委員 今財源の方が全国で 7,000 億というふうに国が提示しているということなんですけれども、これ、試算すると、1 年間に大体 6 億から 7 億ぐらいの財源が必要になってくるかと思うんですけども、財源がきちんと交付税の方で補填をされるという見込みっていうものは、この本市では考えていらっしゃるのか、再度そこをお伺いします。あと通勤手当に関してなんですけれども、ライフスタイルの変化っていうこともあっていろいろ遠くからの人材も確保っていう部分もあるかと思うんですけども、市内人材の確保っていうのが前提としてそして、そういうところまで枠を広げて考える必要があるからそういうふうな方向性にこの 15 万円にというような、方向性にされているのかここもちょっと再度お伺いをします。

地域手当に関してなんですけれども、県内他市でも導入をされるということなんですけれども、ちょっと本市が 4 %にされたっていうところの根拠をもう一度ちょっと詳しく教えていただきたいのですけれどもお願いします。

○瀧熊課長 地方交付税のところでございますけれども、この度はですね 11 月 29 日付の総務省自治財政局通知の中で補正予算について交付税措置のことが触れられております。その中で、補正予算につきましては、特別にこの人件費部分がですね書き出しがされておりました、その部分が確実に上乗せで入ってくるというふうに考えてるところでございます。

また、人材のところでございますけれども、現在採用試験等を行っておりますけれども、基本的には本市の中でですね、住んでいただいて働いていただくということが一番いいと考えておまして、そのような制度設計をしておるところでございますけれども、市の職員がですね、働いていく中で、ライフステージの中で、どうしても遠くへ、ある程度遠くへ住んで通勤したいとか、というようなときにはこの通勤手当などもですね活用いただいて、引き続いて、市役所で働いていただきたいというふうに考えておるところでございます。

地域手当の 4 %の根拠でございますけれども、こちらの方は、人事院勧告のとおりでですね、広島県内がすべて 4 %というような指定がされておりますので、そちらの方で設定をさせていただいております。段階的にということで、7 年度につきましては 2 %、そのあと 3 % 4 %というふうに考えているところでございます。

○徳岡委員 説明わかったんですけども、今こういう市民の生活も逼迫している中で、きちんと丁寧な説明が市民の方々にわかりやすい説明が必要になってくると思いますのでその辺りしっかりと留意して、伝えていただけたら、市民の方に伝えるように努力していただけたらと思いますこれ意見です。

○伊藤委員長 他に質疑ありませんか。

他にないようですので、以上で議案第 118 号に係る質疑を終了します。説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

よろしいですか。それでは次に議案第 110 号工事請負契約の一部変更についての審査を行います。総務部の説明を求めます。

○桑田総務部長 議案第 110 号工事請負契約の一部変更についてご説明申し上げます。本案は、甲奴支所耐震改修工事におきまして、有限会社ユノカワと締結しております工事請負契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、市議会の議決を求めようとするものでございます。

その内容は、請負金額を 3 億 4,650 万円から 3 億 5,639 万 7,800 円に変更しようとするものでございます。主な変更理由につきましては、工事着手前にはわからなかった外装改修工事にかかる増額。正面玄関前のコンクリート舗装部分の改修による増額。来庁者等の安全性の確保を図るため職員駐車場と庁舎敷地境界へのガードパイプの設置等を行うことによる増額などによるものでございます。

また、当初設計から変更することとなった、電気設備工事、機械設備工事に係る経費につきまして、減額をしようとするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○伊藤委員長 説明が終了しました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方、挙手をお願いします。

ありませんか。

○藤井委員 今回のこの工事の内容の中に 6 月議会の 67 号のグレーチングの間に足が挟まって怪我された方の話があったと思うんですけど、それとは関連性はどこかにあるのかどうかだけお聞かせください。

○道々甲奴所長 今回の変更の中にですね、当初設計に入っていなかったものといまして、建築工事の中にガイドパイプの設置の追加等があります。甲奴支所内で起きました駐車場のグレーチングの隙間に来庁者の方が足を挟まれて負傷された件でございますけれども、そのこともありまして、ガードパイプの設置というところを今回変更契約として上げさせていただいております。

職員駐車場と庁舎敷地の境界に段差がありまして、ガイドパイプを設置しまして通行者の侵入をですね、防ぐことで安全性の確保を図ろうということで、追加工事の中に挙げさせていただいております。

グレーチングとグレーチングの間に隙間があったところの部分もですね、隙間がないように

今回改修をするものでございます。

○伊藤委員長 他にないようですので、以上で議案第 110 号に係る質疑を終了します。

総務部甲奴支所の皆さん、ありがとうございました。

それでは続いて、議案第 102 号三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案の審査を行います。地域共創部の説明を求めます。

○矢野地域共創部長 地域共創部から、議案第 102 号三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。本案は、三次運動公園運動広場人工芝整備に伴い、三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正するものです。その内容は、三次運動公園運動広場人工芝整備に伴い利用料金を改正するもので、別表第 2 の中で利用料金を、1 時間当たり、全面サッカー場 2 面相当でございますけれども 4,180 円、半面サッカー場 1 面 2,090 円、4 分の 1 面少年サッカー場 1 面、1,040 円とするものです。金額は、近隣施設とも比較をしまして、三次運動公園野球場に準ずるもので設定をしております。次のページに、近隣施設の資料も掲載をしておりますのでご参照ください。

工期は、6 月 29 日から 1 月 31 日までとなっております。天候にもよりますが、現在のところ、工期内での完成の見込みとなっております。他に資料としまして平面図と現状の様子を掲載しておりますので、こちらもご参照いただければと思います。

施行期日につきましては、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行するものです。以上で議案第 102 号の説明を終わります。よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○伊藤委員長 説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方、挙手をお願いします。

○中原委員 この別表第 2 中の中の、これが改正されるということで、新旧対照表を見さしてもらっておるんですけども、この、どちらにもこの備考の中に書かれてるこの 3 番なんですけども、この後 5 時から 6 時まで 1 時間を跨いで利用する場合は、1 時間の利用が、昼間の 1 時間相当にするということでこの表に書かれとるいうふうに書かれてるんですけど、ちょっと理解ができなかったんでこの 5 時から 6 時の時間。特別にここにそのままうたわれとる理由をちょっと教えていただきたいなと思います。

○矢野部長 今のこの備考の 3、全日利用を除き、午後 5 時から午後 6 時までの 1 時間を跨いでといったそういう文面があるところはですね、今回の改正分は、どうしても今のこの運動公園の運動広場の部分だけを、改正前と後というふうにしております。この条例のもともとの別表第 2 というのがですね、大きな 1 つの区切りとしまして、運動公園の陸上競技場からずっと表が構成をされております。陸上競技場につきましては、午前 8 時 30 分から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までとかそういう区切った時間帯になっておりまして、それがこの（3）の事項がですね同じこの表の中に存在をしているためその文言は残っております。

ただ、運動広場人工芝のところは、1 時間当たりというような設定にしておりますので、この文言はその前のこの改正される前のものへかかっているということで、ご理解をいただければと

思います。

○伊藤委員長 よろしいですか。他に質疑ありませんか。

○藤井委員 1点だけ照明施設なんですけど、運動公園のところの照明設備は、半分。全部照らすじゃなくて半分で運用することというのは、今現在できるんですか。

○田村共生社会推進課長 運動広場の照明ですけれども、全灯半灯といった形の取り扱いができないものですから、全面点灯のみということになっております。

○藤井委員 サッカー面を半分だけ使うっていう。そうすると、安く使えるよっていうふうな形になってるんで、照明も半分だけでできればね、もっと利用しやすくなるかなと思うという思いで、ちょっと今聞かせていただいたんですけどあれ、仕組みを例えば、様式を変えたとしたらそんなに難しいことになるんですかね。

○田村課長 今のシステムのですね、すべての全棟のみのスイッチの言い切りになっておりますので、例えば、6基あるんですけども、3器だけ照らすということになりますと、それなりの変更の工事という形になりますので、試算はしておりませんが、かなり費を要すると考えております。

○藤井委員 利用しやすいようにしていただければという思いで言わせていただきました。

ご検討をお願いします。

○徳岡委員 3点お伺いさせていただきます。1つはですね、市内の利用者さんの利用料金はわかるんですけども、他の安芸高田市とかあと北広島町は、市外の方が利用される市外料金の設定なども行われているかと思うんですけども、それは市外も市内も同額ということで、本市のこの金額設定はなされているのか、もし、そこに市外の設定がなければ、市外の設定をお考え、するような検討はされなかったのかというところが1つとですね。

あと、高校生、又はこれらのものを除く18歳未満の者が利用される場合は利用料金を0.5乗じての金額ということがあるんですけども、これは例えば団体だったりすると、代表の方が大人で、実際に使う方は子どもたちっていうような場合もあるかと思うんですけども、そういった場合も、含めて利用者がそういう子どもが含まれていればこの利用料金になるということに間違いはないのか、お伺いします。

最後にですね、この中にアマチュアスポーツ以外に利用する場合の設定があるかと思うんですけども、このアマチュアスポーツ以外の利用っていう部分に関しての、想定っていうものはどういったものが想定その芝生を利用される上で、どういったものが、どういったことが考えられるのかそういう想定を教えていただけたらと思います。以上3点です。

○矢野部長 それでは私の方から1点目と2点目の料金の関係でお答えします。今の改正分の条例条項今見ていただいている部分にはですね、市外の方っていうところが表記がないんですけども、これも先ほどの3つっていうところがもう全体にかかっているんですよというふうに申し上げたようにですねこの、条例の表の別表2のずっと下がったところここへ関連をしたところにですね市外の方の場合には、市内以外の方が利用するときはこの表で定める利用料金に、2を乗じた金額とするという文言があります。ただ、実際にはこの条例で定めている金額というのは、

上限というふうにしておりますので、あとは指定管理者の方とですね、協議をしながら、どういった料金にされるかというのは指定管理者の方でまた決めていかれるものと思っております。

0.5の減額の場合ですね、保護者の方が申請をされるっていうような場合は、ほとんどだろうと思います。これは利用者が、そういった該当にされる方であれば、同じように減免の対象となるふうに、そういうふうになっております。

○田村共生社会推進課長 それではアマチュアスポーツ以外の利用の想定について、お答えします。例えば交流イベント等を想定しておりまして複数のゲームブースであったり、体験ブースであったり、そういったものを設定いたしまして、例えば子どもから高齢者まで一緒にそういった体験をできるっていうところのようなイベントをですね、計画できたらというふうに思っております。

○徳岡委員 1つ目の質問に関しては理解できました。1つ目も2つ目もそうなんですけども、今ホームページ等を拝見させていただきまして利用料金の設定っていう部分がそこちょっとわかりにくいなっていうところがありますので、こういったところもう利用者の視点に立っての表示が必要となってくると思いますね、その辺りわかりやすく、表示をしていただけたらと思いますご意見ですけども、3番目はアマチュアスポーツ以外ということで、スポーツ以外も想定をされてるのかなと思ってたんですよね。人工芝っていうことでそこでキャンプなどとかそういったものをしてはいけないだとかやっぱり火を使うこととかそういったような、イベントって言ってもいろいろな種類のイベントがあるかと思うんですけどもそういったところを想定されてるのかなと思ったんですが、そういったところへの言及っていう部分に関しても、使用してはいけない、使用する想定ではないことっていうのも明示などが必要になってくるのかなというふうに思うんですけどもそのあたり再度お伺いします。

○田村課長 利用料金について、ホームページ等わかりにくいということがご指摘ありましたので、指定管理者とも協議させていただいて、できるだけわかりやすい表記をさせていただきたいと思います。それからアマチュア以外の使用についてですけれども先ほどありましたとおり、人工芝ということもありますので、火器の使用が難しいということであったり、重量のある車両の出入りとか、そういったことも、負担がかかりますのでそういったところの制限項目についても、わかりやすいように表記させていただいて、ご理解していただくように考えております。

○弓掛委員 今の、どんなことに利用するかということに関連してですね、今サッカーほとんどサッカーみたいなイメージなんですけども、他にどんな競技ができるかというのをですね、ちょうど市の方も聞かれてると思うんで、教えていただきたいのと、逆にやっちゃいけない部分もちょっとあればまた教えてください。例えば硬球を使っちゃいけないとか何かあるんだったら、教えていただければと思います。

○田村課長 はい利用ですけれども、サッカーはもちろんですけれども、例えばタグラグビーといった子どもたちが鬼ごっこのようなゲームとかありますし、今も行われてますけども、ソフトボールであったり、軟式の野球であつたら行えるかなというふうに思っております。それから、グラウンドゴルフであったり、それからラクロスであったり、モルックといったようなソフトな

スポーツも行えるかと思っております。

なかなかできにくいものにつきましては、ラグビーであったり、アメフトアメリカンフットボール等はポール等が設置できない形になっておりますので、それについては使用できないということと、硬式野球につきましてはフェンスが低いということもありますし、そういったことから使用はできないというふうに考えております。

○山田委員 先ほどの中原委員の質問に関連してなるんですが、備考の3番の5時から6時の利用の、ところについてですけれども、先ほど前の表とか全体ですよ、全体の利用ルールを定めたところに準じてっていうご説明があったんですが、実際利用者さんに説明するときにはこの部分でおそらく省いて、説明される部分じゃないかなと思うんですけど私的にはこれがない方が、混乱を招かないというか、あったらちょっとこれどういうことだろうと引っかかったやう部分になるんじゃないかなと思うんですけど、あえて、やはりその全体に合わせたりとか、前の方をさしてとかっていうことをしないといけない理由っていうかですね。これ入れとかないといけない理由っていうのが、もう少し詳しく説明していただければと思うんですが。

○田村課長 はい備考欄の3についてですけれども、条例の形上、先ほど部長も申しましたとおり前項の(1)だったり(2)に関わってきますので今のところ修正等を行っていないんですけれども、ご指摘のとおりわかりづらいところがありますのでそちらについては、やはりその都度説明はさせていただかなければならないかなというふうに思っております。ただ今回の運動公園につきましては、単純に1時間当たりの料金設定ということですので、ご説明すればですね、ご理解いただけたらと思っております。ただ条例自体がそういった時間当たりの設定の形が違っているところがありますので、そういったところ全体にかかるところにつきましては、再度見直しなりを少し考えていく必要があろうかと思っております。

○伊藤委員長 よろしいですか。他に質疑はありませんか。

他にないようですので、以上で議案第102号に係る質疑を終了します。地域共創部の皆さん、ありがとうございました。

ここで一旦休憩をいたします。

—休憩—

○伊藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。配付しています審査報告書に沿って、始めに議案4件、次に請願の順でそれぞれ、討論の後、採決をいたします。それではまず、議案第101号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案の討論を行います。討論ありませんか。

(なし。)

○伊藤委員長 討論なしと認めます。これより議案第101号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(なし。)

○伊藤委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第102号三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし。)

○伊藤委員長 討論なしと認めます。これより議案第 102 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(なし。)

○伊藤委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に議案第 110 号工事請負契約の一部変更についての討論を行います。討論はありませんか。

(なし。)

○伊藤委員長 討論なしと認めます。これより議案第 110 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(なし。)

○伊藤委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 118 号三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし。)

○伊藤委員長 討論なしと認めます。これより議案第 118 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(なし。)

○伊藤委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで一旦休憩をいたします。

再開は、1 時 35 分とします。

—休憩—

○伊藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。それでは最後に、請願第 2 号自主防災の機能不全を是正するため、執行機関の義務を遵守し、「市長の権限と義務の履行」について、三次市議会として執行機関に提言することを求めることについての採決を行います。

初めに、この請願の取り扱いについて、特にご意見のある方はいらっしゃいませんか。

(なし。)

○伊藤委員長 それではこれより請願第 2 号を採決いたします。討論は、採択に反対、賛成の順で行います。では最初に、請願第 2 号を採択することに反対の方の討論をお願いします。

○徳岡委員 反対の立場で討論させていただきます。先ほども説明で述べられましたけれども、市長にはその責任を果たすべく、リーダーシップを発揮して、自主防災の確立を果たして欲しいという、請願者の思いについては、大変理解ができるものだと思います。しかしながら、本請願をもって、市全体の防災行政、自主防災機能に対する願意を認めるということ、特に、防災の機能不全実態を認めるということは、市全体の自主防災組織に対して適当とは言えないのではないか。そして、地域特性によって災害の種類も多様な本市において、本請願を議会として認めることはできないという思いから、反対討論をさせていただきます。

○伊藤委員長 次に、請願第2号を採択することに賛成の方の討論をお願いします。

(なし。)

○伊藤委員長 他に討論がないようですので、以上で討論を終了いたします。

それでは、請願第2号を採決いたします。本請願は、採択することに反対の討論がございましたので、挙手にて採決いたします。

まず、請願第2号自主防災の機能不全を是正するため、執行機関の義務を遵守し、「市長の権限と義務の履行」について、三次市議会として執行機関に提言することを求めることについてを、採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

賛成少数であります。よって、総務常任委員会では請願第2号については、不採択をと決定しました。

この請願の審査結果に至った理由、委員長報告に付すべき意見は、先ほどの質疑や討論を中心に、正副委員長の方でまとめさせていただきたいと思います。

正副委員長に一任していただくことにご異議ありませんか。

(なし。)

○伊藤委員長 ご異議なしと認めます。

それでは続いて、委員長報告に付すべき意見や要望等について意見のある方、挙手をお願いします。

○徳岡委員 議案118号の三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案についてですけれども、今の市民の生活実態を踏まえると、本当にきちんと丁寧な説明が求められると思いますのでその辺りしっかり留意していただきたいということをしていただきたいと思います。

○伊藤委員長 今の意見についてご意見はありませんか。

(なし。)

○伊藤委員長 その他に、付すべき意見はございませんか。

それでは、でお諮りいたします。本委員会の委員長報告は、先ほどのご意見を参考に作成したいと思います。なお作成については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(なし。)

○伊藤委員長 ご異議なしと認めます。正副委員長で調整の上、タブレットに掲載しますので、よろしくお願いします。

それではですね、これより所管事務調査を行います。今回は、前回の委員会で議題とした共生社会の推進に係る行政視察の成果についてまとめを行いましたので、皆さんにご協議をいただきたいと思います。

修正等のご意見がございましたら発言をお願いします。

すぐに出ないようですので、一旦持ち帰っていただきまして、まとめをするもう一度委員会を開きたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○藤井委員 これは今後行われる予定であろう各委員会の視察報告会で発表されるもののこと

ですよね。

○伊藤委員長　そうです。

○藤井委員　かしこまりました。

○伊藤委員長　それまでちょっと時間があるので、もう1回委員会を開けばと思っております。また地域公共交通についてはさらに調査研究を行ってまとめていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

（はい。）

それでは本委員会に付託された議案の審査及び所管事務調査はすべて終了しました。皆さんご苦労様でした。